

地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり 三重県議会議員 県政レポート 長田たかひさ

2013年1月
VOL.16

事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会

- 教育警察常任委員会 委員(教育委員会、公安委員会(警察本部)の所管及びこれに関連すること)
- 予算決算常任委員会 委員(予算、決算及びこれに関連すること)
- 議員提出条例検証特別委員会 副委員長(議員提出条例の検証に関連すること)

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい

※11月一般会計補正予算より

台風17号関連 災害復旧事業費 … 1,284,527千円

(抜粋)

① 団体営災害耕地復旧事業費(平成24年災害復旧事業費)

うち亀山市分 254,211千円
・農業用施設(ため池、頭首工、水路、道路)39箇所44,000千円
・農地(田) 10箇所 9,000千円

② 林道施設災害復旧事業費(平成24年林道施設災害復旧事業費)

うち亀山市分 3箇所 3,095千円 71,066千円

③ その他の主な災害復旧(亀山市分)

○護岸決壊(一級河川加太川) 43,820千円
○路肩決壊(国道25号、県道関大山田線) 16,025千円
○山腹崩壊(岩森地区) 19,784千円

尚、平成23年の台風12号、台風15号は、激甚災害指定を受けていますが、平成24年の台風17号は、受けていません。

激甚災害とは 大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもの。激甚災害法に基づいて政令で指定される。地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定(本激)」と、市町村単位での指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定(局激)」の2種があり、内閣府に置かれる中央防災会議が指定・適用措置の決定を行う。激甚災害に指定されると、国は災害復旧事業の補助金を上積みして、被災地の早期復旧を支援する。

参考 激甚災害法に基づく適用措置には、公共土木施設、農林水産業、中小企業に関するもの等があり、各々指定基準が異なる。ここでは、農地・農業用施設災害復旧事業関係のものを参考までに掲載します。

激甚災害指定基準(農地・農業用施設災害復旧事業関係)

(1) 激甚災害指定基準<本激の基準>

激甚災害	・指定単位: 災害単位 ・指定基準: A基準とB基準
A基準	全国の災害復旧事業の事業費の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
B基準	全国の災害復旧事業の事業費の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、以下のいずれかの基準を満たす都道府県が1以上あること 当該都道府県の災害復旧事業の事業費の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4%
	当該都道府県の災害復旧事業の事業費の査定見込額 > 10億円

(2) 局地激甚災害指定基準<局激の基準>

局地激甚災害	・指定単位: 災害毎に市町村単位 ・指定基準: 通常指定(年度末)と早期指定
通常指定(年度末)	当該市町村内の災害復旧事業の査定事業費(1千万円以上) > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%
早期指定	ただし、上記に該当する市町村の査定事業費を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く次の事項に明らかに該当することとなると見込まれる災害当該市町村内の災害復旧事業の事業費の査定見込額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%

ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く

◆ 本会議一般質問(平成24年11月27日)

1. 「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定に向けて

(1) 津波対策以外の対策について

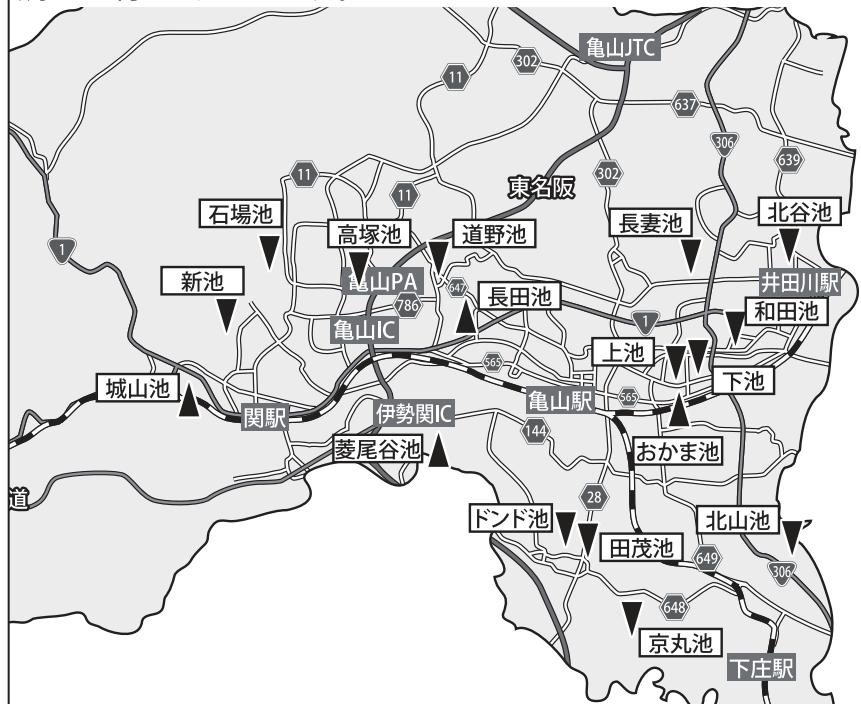
(2) 農業用ダム(ため池)の対策について

Q 昨年度の図上調査によると、県内には3,132箇所の農業用ため池があり、その内「地域防災計画」に位置付けられているため池(ため池A)は539箇所、下流に人家や公共施設があり、決壊すると被害が発生する可能性があるため池(ため池B)は313箇所あったが、本年度以降、具体的にどのような調査を実施し、地域の防災対策に反映させていくのか。また、この調査結果を受けて、今後どのようにため池の整備を進めていくのか。

A 今年度から3年間を目途に、ため池Aを対象として、現地で池の堤防のクラック、漏水状況等の調査を行うとともに、ため池Bについては、避難路、避難地等の調査も実施している。今後は、この調査結果を地域の事情に沿った日常の防災点検活動や避難計画等の立案の基礎資料として、市町に随時提供していく。また、今回の調査を踏まえ、市町や土地改良区等関係者と協議し、整備が必要な箇所を精査したうえで、「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業5箇年計画」を見直すとともに、計画的に整備していくたい。



参考 亀山市内の農業用ため池の内、地域防災計画に位置付けられているため池は、17箇所(おかま池、京丸池、北谷池、菱尾谷池、高塚池、新池、和田池、北山池、上池、下池、田茂池、ドンド池、道野池、長妻池、長田池、城山池、石場池)で、本年度に堤体のクラックや漏水の状況を調査し、下流に人家や公共施設があるため池については、順次避難路・避難地等の調査を行っていきます。



(3) 液状化対策について

(4) 避難所など防災拠点の安全確保について

2. 総合的な河川管理について

(1) 農業用施設の整備について

Q 河川に設置されている農業用の堰について、農業用水を十分に確保する上で大切な施設であることは言うまでもないが、河川の治水対策を一体的に講じていく上で、今後どのように整備していくのか。



A 頭首工等農業用の堰の多くは、築造年代が不明で、老朽化が進んでおり、構造もコンクリート造りや石積みなど河川内に固定されたものが多い。今後は、河川管理者や利水者と調整しながら、治水・利水両面から工法を十分に検討し、転倒ゲート等の可動堰への変更なども含め、経済性・緊急性等を考慮して、計画的・効率的に整備を進めていく。

(2) 国・県・市町の連携について

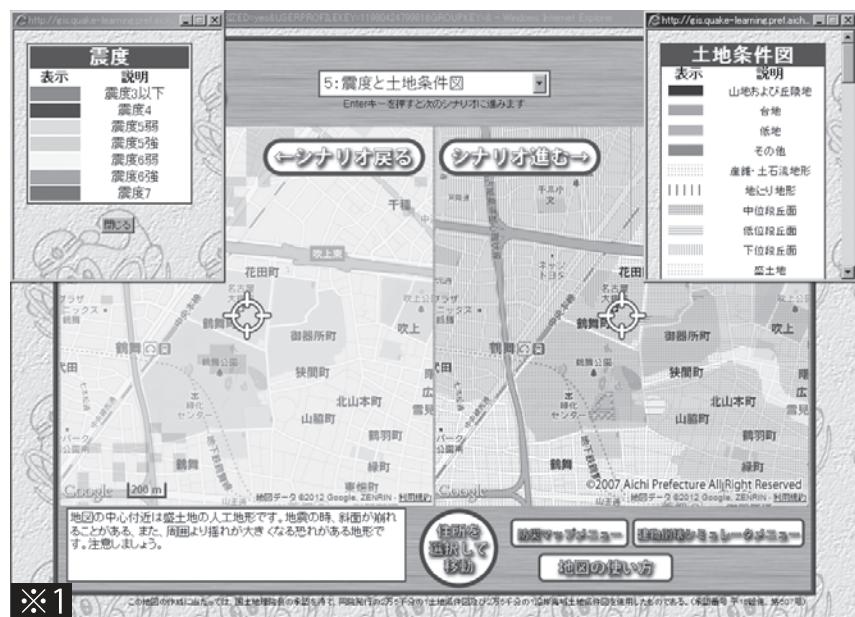
Q 河川によっては、上流、中流、下流で、市町、県、国と管理が違う河川もあるが、河川の管理について、どのように連携しているのか。

A 河川法においては、一級河川の管理は、国土交通大臣が行うとされており、複数の管理者が管理する場合でも、河川整備の目標とする流量等を定める「河川整備基本方針」は、国が策定することとなっている。その方針に基づき、概ね20～30年の間に実施する改修工事や維持工事の区間や内容等を決めるには、それぞれの河川管理者が、国、県、関係市町、地域住民や学識者の意見を聞き、「河川整備計画」を策定している。そして、その事業実施に際しては、「事業連絡調整会議」や「河川堆積土砂撤去推進調整会議」等において、国、県、関係市町と情報共有や調整を図っている。今後とも、これらの場を利用して、河床掘削をはじめとする維持管理も含め、より一層国、県、市町の連携を強化していく。

3. 予想される自然災害の周知について

Q 三重県のホームページでは、「土砂災害情報提供システム」、「浸水想定区域図」「地震動メッシュ」を見ることができるが、各々ばらばらに掲載されており、見にくいので、「愛知県防災学習システム(※1)」のようにひとつのシステムでいろんな防災情報を見れるようなシステムを作り、周知することはできないのか。

A 現在、地図データを表示する県の「M-GIS」を活用して、「浸水想定区域図」「地震動メッシュ」を提供しているが、一元化されていないので今後見やすいうように検討していく。



※1

参考 「M-GIS」とは、三重県(Mie)が公開する、誰もがどこでも持ち運んで(Mobile)使用することができる簡易型(Mini)のGISアプリケーションで、現実社会の様々な位置や場所に関する情報を、コンピュータ上で扱えるようにデジタル化、データベース化及び関係付け(リンク)を行つて、コンピュータ上で仮想空間を表現させ、分析・加工・測定・シミュレーション・保存・意志疎通等を行えるシステム

4. 迅速な対応に向けた防災情報の共有化について

Q 現在、「防災みえ.jp」のメール配信サービスは、①気象警報・注意報②地震情報③津波警報・注意報④東海地震関連情報⑤台風情報⑥河川水位(紀伊半島大水害等を踏まえ、県民の早期避難行動を促すため、平成24年5月から配信が開始)情報などがあるが、通行止めの情報であったり、鉄道の運休の情報等も加えることはできないのか。また、「防災みえ.jp」のホームページでは、そのような情報が掲載されているが、スマートフォン用のホームページの開設については、どう考えているのか。

A 避難等緊急な対応を促すものを「防災みえ.jp」のメール、それ以外をホームページで対応している。スマートフォンへの対応については、検討していく。

5. リニア中央新幹線の東京大阪間同時開業に向けて



駅予定位置(品川、相模原市、甲府市附近、飯田市附近、中津川市西部、名古屋)

Q 未だ未確定の中間駅の着実な設置および東京・大阪間の全線同時開業の促進を図るために、本年、三重・奈良両県の同盟会と経済団体の連携による「三重県・奈良県リニア中央新幹線建設促進会議」で採択された共同アピール(※2)に対して、三重県としてどう受け止め、具体的にどうしていくのか。

A 今回の共同アピールは、名古屋以西の中間駅設置予定県である本県と奈良県、両県の経済団体が一丸となって、全線同時開業や三重・奈良ルートの実現等について取り組んでいく決意を表明したものであり、非常に意義がある。

12月には、東京において、4者で全線同時開業の必要性を広く訴えていくとともに、国やJR東海等への要望活動を行っていく。また、中間駅については、その便益が本県、ひいては紀伊半島全体に波及するような交通結節性の高い位置への設置が不可欠で、リニアの効果を最大限生かしていくためには、アクセス道路をはじめ、中間駅と県内各地との所要時間を短縮できる方策を検討していく必要がある。そのためにも、県内の概略ルートや駅の概略位置を早期に示していただくよう、国やJR東海等へ働きかけていく。

※2 共同アピール

- ①リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業されて初めて、その効果が遺憾なく発揮されるものであり、早急に、全線同時開業に向けた検討を実施し、その方策を示すこと
- ②リニア中央新幹線は、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えたルートである三重・奈良ルートとすること
- ③三重・奈良ルートの中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置に設置すべきであり、三重県、奈良県の意見を十分に反映し、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること

◇県政報告会を行っています

203回	10月19日	亀山市関文化交流センター	207回	11月03日	萩原公民館	211回	11月18日	小野地区集落センター
204回	10月20日	明神公民館	208回	11月04日	金場公民館	212回	11月24日	市場公民館
205回	10月24日	久我公民館	209回	11月10日	富士ハイツ公民館	213回	11月25日	下白木公民館
206回	10月28日	古厩公民館	210回	11月17日	亀山市林業総合センター	214回	11月25日	城東地区コミュニティセンター